

保 保 発 0 9 1 5 第 2 号
令 和 8 年 9 月 1 5 日

健康保険組合理事長
健康保険組合連合会会長

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

賃金要件の撤廃及び当該撤廃に伴う適用除外等の特例に係る
事務の取扱いについて

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「令和7年改正法」という。）の一部が令和8年10月1日（以下「施行日」という。）に施行されることに伴い、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和8年政令第276号）及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和8年厚生労働省令第138号）が同年9月11日に公布され、その内容については、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の公布について」（令和8年9月11日付け保発0911第6号・年発0911第2号）により健康保険組合理事長及び健康保険組合連合会会長宛て通知されたところであるが、賃金要件の撤廃及び当該撤廃に伴う適用除外等の特例に係る事務の取扱いについては、下記のとおりであるので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

第1 賃金要件の撤廃及び撤廃に伴う適用除外等の特例の概要

1 賃金要件の撤廃

令和7年改正法による改正前の健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第9号ロ及び改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第12条第5号ロにおいて、短時間労働者が健康保険・厚生年金保険（以下「被用者保険」という。）の適用対象となる要件の一つである賃金要件について

規定されているところ、最低賃金の引き上げに伴い労働時間要件を満たせば賃金要件を満たすことから、当該要件は施行日において撤廃されることとなっている。

2 賃金要件の撤廃に伴う適用除外等の特例

(1) 賃金要件の撤廃の適用除外の特例

適用事業所に使用される 75 歳未満の短時間労働者のうち、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 7 条の規定の適用を受ける労働者であつて、所定内賃金が月額 8.8 万円未満であるもの（以下「特定減額特例対象者」という。）は、賃金要件が撤廃され被用者保険が適用されると、被用者保険の保険料負担が報酬に比して過大になる場合があることから、当分の間は被保険者としなないこととされた。

(2) 特定減額特例対象者の任意加入制度の創設

(1) の措置により特定減額特例対象者は被用者保険の被保険者とならないところ、特定減額特例対象者のような報酬月額が低い者であっても、老後の保障や万が一の場合に備えたセーフティネットを拡充する観点から、標準報酬月額に基づく保険料を負担してでも被用者保険に加入することを特定減額特例対象者が望む場合は、申出により被用者保険の被保険者となることができることとされた。

第2 賃金要件の撤廃に伴う事務

賃金要件の撤廃に伴う健康保険組合における「被保険者資格取得届」等に係る事務については、変更がないものとする。

第3 賃金要件の撤廃に伴う適用除外等の特例に伴う事務

1 被用者保険の資格取得の申出

(1) 特定減額特例対象者の資格取得の申出

特定減額特例対象者は、事業主を経由して健康保険組合に、次のア及びイの事項を記載した申出書（別紙 1）を提出することにより被保険者となることができることとする。なお、被保険者の資格を取得するために事業主の同意は必要ないこととする。

ア：氏名、生年月日及び住所

イ：勤務する事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

健康保険と厚生年金保険双方の申出ができる者にあつては同時に行わなければならない。

（２）事業主の届出

事業主は、特定減額特例対象者から被保険者の資格取得の申出書の提出があつたときは、速やかに、当該申出書とともに「被保険者資格取得届」を健康保険組合に提出することとする。

健康保険組合は受理日をもって資格取得を行い、「資格取得確認および標準報酬決定通知書」を事業主に送付することとする。この場合において、事業主は申出をした特定減額特例対象者に当該通知書の内容を通知することとする。

なお、事業主から申出書のみ又は「被保険者資格取得届」のみが提出された場合、健康保険組合は事業主に申出書又は「被保険者資格取得届」を添えて再度提出するよう連絡し、申出書及び「被保険者資格取得届」が合わせて提出された日を受理日とすることとする。

２ 被用者保険の資格喪失の申出

（１）特定減額特例対象者である被保険者の資格喪失の申出

特定減額特例対象者である被保険者は、事業主を経由して健康保険組合に、次のア及びイの事項を記載した申出書を提出することにより、いつでも被保険者資格を喪失することができることとする。

ア：氏名、生年月日及び住所

イ：勤務する事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

健康保険と厚生年金保険双方の申出ができる者にあつては同時に行わなければならない。

（２）事業主の届出

事業主は、特定減額特例対象者である被保険者から資格喪失の申出書の提出があつたときは、速やかに、当該申出書とともに「被保険者資格喪失届」を健康保険組合に提出することとする。

健康保険組合は、受理日の翌日をもって資格喪失を行い、「資格喪失確認通知書」を事業主に送付することとする。この場合において、事業主は申出をした特定減額特例対象者に当該通知書の内容を通知することとする。

なお、事業主から申出書のみ又は「被保険者資格喪失届」のみが提出された場合、健康保険組合は事業主に申出書又は「被保険者資格喪失届」を添えて再度提出するよう連絡し、申出書及び「被保険者資格喪失届」が合わせて提出された日を受理日とすることとする。

特定減額特例対象者である被保険者が申出以外の原因により資格喪失する

場合の取り扱いは、特定減額特例対象者である被保険者以外の被保険者（一般被保険者及び短時間労働者。以下「一般被保険者等」という。）が資格喪失する場合と同様とする。

3 被保険者区分の変更の届出

一般被保険者が特定減額特例対象者に該当し、かつ同一の事業所に引き続き使用される場合は、その該当日に特定減額特例対象者である被保険者となったものとみなされるため、事業主は当該事実が発生した日から5日以内に「被保険者区分変更届」（別紙2）を健康保険組合に届け出ることとする。

また、特定減額特例対象者である被保険者が特定減額特例対象者でなくなり、同時に一般被保険者等の資格に該当し、かつ同一の事業所に引き続き使用される場合は、その該当日にその者が引き続き一般被保険者等の資格を有していたものとみなされるため、事業主は当該事実が発生した日から5日以内に「被保険者区分変更届」（別紙2）を健康保険組合に届け出ること。

健康保険組合は、必要に応じて、「被保険者区分変更届」の処理後に事業主に「区分変更通知書」を送付すること。

第4 特定減額特例対象者からの申出

特定減額特例対象者としての被保険者の得喪に係る申出は、健康保険と厚生年金保険双方の申出ができる者にあっては同時に行わなければならない。組合管掌健康保険に加入している事業所に使用されている特定減額特例対象者から資格取得の申出があった場合、事業主は資格取得の申出書及び「被保険者資格取得届」を日本年金機構と健康保険組合の双方に提出することになるが、申出が受理された日に健康保険・厚生年金保険の資格を取得することになるため、日本年金機構と健康保険組合に同時に提出するように事業主へ周知すること。

また、組合管掌健康保険に加入している事業所に使用されている特定減額特例対象者の被保険者の資格喪失の申出についても、申出が受理された日の翌日に健康保険・厚生年金保険の資格を喪失することになるため、上記の対応とすること。

第5 その他

- 1 特定減額特例対象者である被保険者について、定時決定及び随時改定における支払基礎日数等は短時間労働者と同じく取り扱うこと。
- 2 最低賃金法第7条の規定の適用を受ける者であっても、1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数の4分の3以上の場合は一般被保険者（短時間労働者でない被保険者）として資格取得すること。
- 3 特定減額特例対象者である被保険者の資格取得及び資格喪失の申出に事業主の同意は要しないが、資格取得及び資格喪失の申出書は事業主を經由して健康保険組合に提出されるため、特定減額特例対象者から健康保険組

合に対して事業主が速やかに届出を行わないことについて相談があった場合は、健康保険組合から事業主に対して、当該申出に事業主の同意は不要であり申出書を受けた事業主には届出義務があること、届出を行わない場合は法令違反となることを説明し届出を求めること。

健康保険 特定減額特例対象者 被保険者資格取得/喪失申出書

令和 年 月 日

フリガナ		②生年月日	昭和	年 月 日
①氏名			平成	
			令和	
③住所				
④事業所名称				
⑤事業所所在地				
⑥事業主氏名				
⑦申出理由	1 任意取得を希望します。 / 2 任意喪失を希望します。			

【特定減額特定対象者の被保険者資格の任意取得及び任意喪失について】

- ・ 特定減額特例対象者とは、最低賃金の減額の特例を受けている短時間労働者のうち所定内賃金が月額88,000円未満である方です。
- ・ 特定減額特例対象者は、原則として健康保険及び厚生年金保険の加入対象ではありませんが、申出をすることで加入することができます。資格取得する場合、事業主の同意は不要です。
- ・ 健康保険及び厚生年金保険に任意取得した特定減額特例対象者は、申出をすることで被保険者資格を喪失することができます。喪失する場合も、事業主の同意は不要です。
- ・ 健康保険組合が申出書を受理した日に被保険者資格を取得し、申出を受理した日の翌日に被保険者資格を喪失します。

【手続きについて】

- ・ 特例減額特例対象者が被保険者資格を任意取得または任意喪失する場合、申出者(従業員)は、事業主を経由して健康保険組合に申出書を提出してください。
- ・ 申出者(従業員)は、申出書の氏名・生年月日・住所等の欄を記入して事業主に提出してください。⑦申出理由欄は、該当する理由(1または2)を○で囲んでください。
- ・ 事業主は、「被保険者資格取得届」または「被保険者資格喪失届」を作成し、申出者(従業員)から提出された申出書とあわせて健康保険組合に提出してください。【取得年月日と喪失年月日は記入は不要です。】
- ・ 70歳未満の短時間労働者の場合は、同時に日本年金機構へ届出が必要です。
申出の受理日(喪失の場合は受理日の翌日)が属する月が健康保険組合と日本年金機構で異なると、保険料発生月に差が生じるためご注意ください。

受付印

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	① 事業所 整理記号		—			事業所番号								受付印
	事業所 所在地	〒 —												
	事業所 名 称													
	事業主 氏 名													
	電話番号	()												

社会保険労務士記載欄

氏名等

被保険者 1	② 被保険者等 記号・番号		氏 名	(フリガナ) (氏)	(名)	③ 生年 月 日	5.昭和 7.平成 9.令和		年		月		日	
	住 所	(フリガナ)												
	④ 変更後 区分	0. 一般 1. 短時間労働者(3/4未満) 2. 特定減額特例対象者				⑤ 変更 年月日	9.令和		年		月		日	備 考

被保険者 2	② 被保険者等 記号・番号		氏 名	(フリガナ) (氏)	(名)	③ 生年 月 日	5.昭和 7.平成 9.令和		年		月		日	
	住 所	(フリガナ)												
	④ 変更後 区分	0. 一般 1. 短時間労働者(3/4未満) 2. 特定減額特例対象者				⑤ 変更 年月日	9.令和		年		月		日	備 考

被保険者 3	② 被保険者等 記号・番号		氏 名	(フリガナ) (氏)	(名)	③ 生年 月 日	5.昭和 7.平成 9.令和		年		月		日	
	住 所	(フリガナ)												
	④ 変更後 区分	0. 一般 1. 短時間労働者(3/4未満) 2. 特定減額特例対象者				⑤ 変更 年月日	9.令和		年		月		日	備 考

被保険者 4	② 被保険者等 記号・番号		氏 名	(フリガナ) (氏)	(名)	③ 生年 月 日	5.昭和 7.平成 9.令和		年		月		日	
	住 所	(フリガナ)												
	④ 変更後 区分	0. 一般 1. 短時間労働者(3/4未満) 2. 特定減額特例対象者				⑤ 変更 年月日	9.令和		年		月		日	備 考

被保険者 5	② 被保険者等 記号・番号		氏 名	(フリガナ) (氏)	(名)	③ 生年 月 日	5.昭和 7.平成 9.令和		年		月		日	
	住 所	(フリガナ)												
	④ 変更後 区分	0. 一般 1. 短時間労働者(3/4未満) 2. 特定減額特例対象者				⑤ 変更 年月日	9.令和		年		月		日	備 考

この届書は、「国・地方公共団体に属する事業所」「特定適用事業所」及び「任意特定適用事業所」における被保険者の雇用形態等（「通常の労働者」・「短時間労働者」・「特定減額特例対象者」）を変更した場合に提出いただくものです。

- ・「短時間労働者」とは、健康保険法第3条第1項第9号に規定され、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第2条に規定する「通常の労働者」の1週間の所定労働時間の4分の3未満である同条に規定する短時間労働者又はその1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満に該当する短時間労働者のうち、週の所定労働時間が20時間以上かつ、学生ではない者をいいます。
 - ・「特定減額特例対象者」とは、最低賃金の減額の特例を受けている短時間労働者のうち所定内賃金が月額88,000円未満である者をいいます。

記入方法

提出者記入欄：事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された番号を記入してください。

①事業所整理記号	0	1	—	イ	ロ	ハ	事業所番号	1	2	3	4	5
----------	---	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---

③生年月日：年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。

		年		月		日
5.昭和 7.平成 9.令和	6	3	0	5	0	3

④変更後区分：該当する番号を○で囲んでください。

「短時間労働者」もしくは「特定減額特例対象者」が「通常の労働者」になった場合は、「0. 一般」を○で囲んでください。

「通常の労働者」もしくは「特定減額特例対象者」が「短時間労働者」になった場合は、「1. 短時間労働者（3/4未満）」を○で囲んでください。

「通常の労働者」もしくは「短時間労働者」が「特定減額特例対象者」になった場合は、「2. 特定減額特例対象者」を○で囲んでください。

⑤変更年月日：雇用形態等の変更年月日を記入してください。

お知らせ

- ・ 特定減額特例対象者は、「特定減額特例対象者 被保険者資格喪失申出書」を事業主に提出し、事業主が「被保険者資格喪失届」を申出書とあわせて健康保険組合に提出することにより、任意で被保険者の資格を喪失することができます。
- ・ 被保険者が「通常の労働者」もしくは「短時間労働者」から「特定減額特例対象者」になった場合は、必ず上記の内容を被保険者に説明したうえで、この「被保険者区分変更届」を提出してください。